

公 示

令和8年1月29 日

行政手続法第13条第1項第1号イの規定により、下記のとおり聴聞を行う。
(令和8年2月2日付けで開催予定であった聴聞について、当事者より期日の変更の申出があり、聴聞の期日を変更するもの)

九州経済産業局長

記

- | | |
|----------|--|
| 1. 事案の要旨 | 鉱業法第55条第5号の規定に基づく鉱業権の取消しに係る聴聞 |
| 2. 聴聞の期日 | 令和8年2月16日(月) |
| 3. 聴聞の場所 | 九州経済産業局 第2会議室(福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館6階) |

○令和8年2月16日(月)

No.	登録番号	鉱種名	鉱区所在地	鉱業権者名	違反条項
1	鹿児島県採掘権登録第225号	金鉱	鹿児島県薩摩郡さつま町	永野金鉱株式会社	鉱業法第62条第2項
	鹿児島県採掘権登録第226号	金鉱	鹿児島県薩摩郡さつま町	永野金鉱株式会社	鉱業法第62条第2項
	鹿児島県採掘権登録第309号	金鉱、銀鉱	鹿児島県薩摩郡さつま町	永野金鉱株式会社	鉱業法第62条第2項
	鹿児島県採掘権登録第351号	金鉱、銀鉱	鹿児島県薩摩郡さつま町	永野金鉱株式会社	鉱業法第62条第2項